

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第101号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出納係長, 審査第一係長, 審査第二係長及び」を「庶務係長,」に改め,  
「検査指導係長」の右に「, 出納管理係長及び審査係長」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)